

指定給水装置事業者のみなさまへ

2019年10月1日から指定給水装置事業者は

5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置事業者の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が2019年10月1日施工されました。

※指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し下記の確認を行います

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

★指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施工規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容
（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

★4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講未実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無